

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更の概要

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは

長期的、広域的な視点から都市の将来像を示し、区域区分（市街化区域と市街化調整区域）、土地利用のあり方、道路・公園などの整備方針、自然環境の保全の方針などを定めるものです。

【定める者】埼玉県

【位置づけ】県総合計画に即し、市の総合計画などと調整したもの。

【区 域】富士見市・ふじみ野市・三芳町

【これまで歩み（決定・変更）】

（当初決定） S 4 5. 8. 2 5 都市計画法に基づく（旧）方針（※1）

（※1）「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針」を定める。

（決 定） H 1 6. 4. 2 7 都市計画法改正に伴う創設（※2）

（※2）すべての都市計画区域を対象に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が創設される。

（変 更） H 1 9. 2. 2 富士見及び上福岡都市計画区域の統合

（変 更） H 2 5. 2. 5 市街化区域再編入（三芳町富士塚地区）

【県内都市計画区域】 4 0 区域（4 0 市、2 2 町、1 村）

(2) 変更の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革により、市町村への権限委譲が推進されている中で、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、埼玉県が広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主として定めることとなりました。

これにより、市が定める都市計画は、自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるよう変更するとともに、埼玉県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき、人口減少・超高齢化社会の同時進行、防災機能の強化、環境問題など時代の潮流に対応するため変更をするものです。

(3) スケジュール

- | | |
|------------------|---------------------|
| ・案の作成協力（法第15条の2） | 平成25年 6月18日 |
| ・構想案の閲覧（法第16条） | 平成25年 7月 2日～17日 |
| ・公聴会（中止） | 平成25年 8月26日 ※公述申出なし |
| ・市都市計画審議会（事前説明） | 平成25年11月15日 |
| ・計画案の縦覧（法第17条） | 平成25年11月22日～12月 6日 |
| ・市町への意見聴取 | 平成25年11月22日 |
| ・市都市計画審議会（諮問） | 平成26年 1月中旬（予定） |
| ・県都市計画審議会 | 平成26年 2月上旬（予定） |
| ・国土交通大臣同意 | 平成26年 2月下旬（予定） |
| ・決定告示 | 平成26年 3月中旬（予定） |

(4) 配布資料一覧

- | | |
|------------------------------|-------|
| ①理 由 書 | …資料 2 |
| ②都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案） | …資料 3 |
| ③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）新旧対照表 | …資料 4 |